

平成21年 11 月23日

京都暁フットボールクラブの個人情報保護法についての見解

非営利活動法人 京都暁フットボールクラブ

ホームページ管理責任者

「内閣府」個人情報保護に関する法律(平成21年9月1日)より抜粋

以下参考に……………

法令以外に各省庁が管轄の24事業分野について37のガイドラインを定めているのは事実ですが、

これらのガイドラインはすべて、「望ましい」「適切である」等の記述により、任意に取組を求めているもので、事業者による自主的な取組が強く期待されるものの、当該規定の不遵守によって個人情報保護法で定める罰則が課されるものではありません。

したがって少年サッカーに関する連絡情報の中に「個人名」と「電話番号」を入れ、webサイトに掲載してしまったという事案が、ガイドラインによって個人情報保護法に違反することになることはありません。

「ガイドラインによって当事案が個人情報保護法に違反することになることはないと思いますが、そのようなガイドラインがあるのであれば具体的に教えてください。」

但し、個人情報のことで、連絡情報等でご不便をおかけしておりますが、注意を払っていますが個人名・住所・電話番号・その他の事でHPに記載を困る方は、即、対処し削除いたしますので暁HP管理責任者までご連絡を頂けます様お願い致します。

Q2-12 個人情報保護法の義務の対象である「個人情報取扱事業者」とは、どのような者をいうのですか。

A 個人情報保護法第4章から第6章に定める義務の対象となる「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者(民間部門)をいいます(法第2条第3項。[Q1-4](#)も参照)。

ただし、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって特定される個人の数の合計が、過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は、除外されます。

Q2-13 「個人情報取扱事業者」に該当しない小規模事業者は、個人情報保護法を守る必要はないのでしょうか。

A 事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって特定される個人の数の合計が、過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は、個人情報取扱事業者から除外されます([Q2-12](#)参照)。これらの「個人情報取扱事業者」から除外される者(たとえば一般私人や小規模な事業者)については、法第4章から第6章の義務は課せられません。

しかし、個人情報保護法の義務は課せられないとしても、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない」(法第3条)という個人情報保護法の基本理念を尊重して、個人情報の保護に自主的に取り組むことが望ましいところです。

なお、事業分野によっては、各省庁の定めるガイドライン([Q1-5](#)参照)において、個人情報取扱事業者には該当しない事業者に対してもガイドラインの遵守を求めている場合があります。

Q2-17 NPO 法人や自治会・町内会、同窓会のような非営利の活動を行っている団体も、「個人情報取扱事業者」として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A 個人情報保護法にいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指すものであり、営利・非営利の別を問いません。したがって、非営利の活動を行っている団体であっても個人情報保護法の義務規定の対象となり得ます。

ただし、自治会や町内会については、5,000人を超える者で構成される組織は少ないことから、「個人情報取扱事業者」に該当しないことがほとんどであると考えられます。